

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和31年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(届書等の様式及び経由) 第2条 法及び省令の規定による届書等は、 <u>様式第1号から様式第4号まで</u> によらなければならない。 2 [略] (合格証書の様式) 第3条 省令第9条に規定する合格証書は、 <u>第5号様式</u> によるものとする。	(届書等の様式及び経由) 第2条 法及び省令の規定による届書等は、 <u>別に定める様式</u> によらなければならない。 2 [略] (合格証書の様式) 第3条 省令第9条に規定する合格証書は、 <u>別記様式</u> によるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式目次を削る。

様式第1号から様式第4号までを削る。

改正前	改正後
<u>様式第5号</u> （第3条関係） [略] 上記の者は 年 月施行した <u>歯科技工士試験</u> に合格したことを証する。 [略]	<u>別記様式</u> （第3条関係） [略] 上記の者は 年 月施行した <u>歯科技工士国家試験</u> に合格したことを証する。 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の歯科技工士法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届書等について適用し、同日前に提出した届書等については、なお従前の例による。